



## トレーラードライバーの 長時間労働！！

### 労働相談

12月27日（水）Tさん（男性・33才）日  
系ブラジル人（4世）。

先に日系ブラジル人Pさんの紹介で相談  
に訪れた。

Tさんは、2020年12月輸に来日、トレ  
ーラードライバーとして勤務。

会社の本社は神戸市にあり、経営者はパキ  
スタン人。会社は中古自動車の輸出。Tさん  
の勤務地は千葉市内にある。

### 【賃金】

- ・月末締め⇒翌25日支払い。
- ・契約社員23年7月1日～10月31日  
(3か月更新)
- ・基本給 15万円 賞与なし
- ・千葉工場：ドライバー人数  
トレーラー関係7人？(ブラジル人＋  
日本人2人)  
コンテナ関係6人？(ブラジル人2人  
＋日本人4人)

※過去に、労基署の立ち入りがあり、その  
際はコンテナの日報（時間短い）提出  
で逃れた。長時間労働職場はトレー  
ラー職場に存在している。

### 【相談内容】

- ・組合加入で、団体交渉の申し入れで対応  
することを確認。
- ・雇用契約、勤務表（実態）、  
賃金明細表等の資料  
⇒運転労働時間 330～400／月  
⇒休憩、休日もほとんどなし。

### 【問題点】

- ・まず、就業規則、36協定を提示させ、  
賃金明細書の説明を求める。
- ・雇用契約の形をとり、実質的には請負契約  
形式（運搬台数、距離）になっている。  
従って、基本給との関係、労働時間との関  
係が不明。  
※荷下ろし時間は賃金無し
- ・一般労働者は25日／月×8H＝200H／月で  
あるのに対し、330～400H／月が常態化。休  
日も休憩時間なし。更に、長時間労働を強制  
された。
- ・相談者は2024年1月29日にブラジルに帰  
国予定。

### 《団体交渉の申入書》

千葉スクラムユニオンは1月11日

(有) JTK 代表取締役N・M氏へ。

Tさんは2021年2月に契約社員として採  
用され、トレーラーのドライバーとして長時  
間労働の中で精一杯働いてきました。

その上、上司より「もっと働け！」と長時  
間労働を強制され、止むなく昨年11月末に  
退職せざるを得ませんでした。Iさんは昨年  
3月に採用され、Tさんと同様にトレー  
ラードライバーとして真面目に働いてきました。  
しかし、長時間労働の中で体調を崩し7月以  
降は休職に追い込まれました。こうした経過  
の中で、12月末で退職を余儀なくされまし  
た。

両氏によれば残業代等の未払い賃金があ  
る旨聞いています。そこで雇用契約の内容、  
賃金計算の根拠、休憩時間の確保など下記  
の通り、団体交渉を申入れますのでご誠意を  
持つて対応されるように要請致します。

(詳細は省略)

### 記

- 1、上記、2名の雇用契約の内容、労働条件  
について明らかにすること。  
就業規則、雇用契約書、賃金規定及び  
36協定など必要な資料を提示すること。
- 2、その他、上記に関する一切の事項  
以上



## JHU から新年のメッセージ

### 今年こそ納得できる解決を！

新年おめでとうございます。JAL の解雇争議は、いよいよ 14 年目に入りました。

今年は元旦に能登で大地震、そして翌 2 日には羽田空港で JAL 機と海上保安庁機が滑走路で衝突する大事故が発生しました。衝突で両機が炎上し、海保機に搭乗していた 5 名が死亡、JAL 機では 379 名全員が脱出に成功したものの、負傷者 15 名を出すなど痛ましい事故から新年のスタートとなりました。

#### 不安全要素を排除する闘い

震災で犠牲になられた方々、事故で亡くなられた方々へのお悔やみと被災された方々、事故で負傷された方々へのお見舞いと早期のご回復をお祈り申し上げます。

事故原因については運輸安全委員会の調査結果を待つこととなりますが、安全運航を確立するために、「不安全要素を排除する闘い」が常に私たちに求められていることを改めて認識する必要があります。

### 「業務委託（雇用によらない働き方）」は雇用破壊

2021 年 4 月に JHU を結成以来、解雇争議をめぐる労使間の動きが顕著となりました。

2022 年 7 月に会社から「業務委託（雇用によらない働き方）」が提案されましたが、私たちは雇用破壊に繋がるものであり、到底解決できる内容ではないと判断し、闘いを継続しています。

一方、JHU 結成後の「団交拒否」など、一連の不当労働行為事件については、昨年末から東京都労働委員会での審問が進められています。また、昨年 10 月 13 日に新たに申立てた「優先雇用」の事件では、1 月 18 日から都労委での「斡旋」が開始されます。

### モノ言う労働者排除

JAL はパイロット 81 名の解雇後に約 600 人を新規に採用、客室乗務員は 84 名の解雇後に約 6,700 人を採用しながら、これまで被解雇者を一人も乗務職「(原職)」に戻していません。こうした JAL の対応は、国際労働基準である被解雇者の「優先雇用」を無視しているものです。これは解雇の狙いであった「モノ言う労働者排除」の意思が、今日まで続いていることを示しています。私たちは希望者全員の職場復帰と、これまでの損害を補償する解決金を求めています。



### 「空の安全」と「労働者の権利」を守る闘い！

昨年 12 月 22 日に JAL 本社大包围行動が行われました。各地から多くの支援者が集まり、品川区天王洲の JAL 本社周辺は溢れる人波で埋め尽くされました（写真）。

行動に参加した方々からも「元気が出た」「元気をもらった」との感想が相次ぎました。

JAL の闘いは「空の安全」と「労働者の権利」を守る闘いです。

これまでも増して、皆様方のご支援とご協力、宜しくお願い申し上げます。

2024 年 1 月

JAL 被解雇者労働組 (JHU) 委員長 山口宏弥